

<p>件 名</p>	<p>定年引上げ等に伴う教育委員会規則の一部改正等について</p>
<p>提案理由等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="411 528 1396 719"> <p>1 栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則等の一部改正 定年引上げ等に伴い、所要の改正をするものである。</p> <li data-bbox="411 786 1396 976"> <p>2 栃木県公立学校職員給与条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料に関する規則の制定 定年引上げに伴い、管理監督職勤務上限年齢調整額に関し必要な事項を定めるため、規則を制定するものである。</p> <li data-bbox="411 1043 1396 1178"> <p>3 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正 特別支援学校に配置される学校看護師に給料の調整額を支給するため、所要の改正をするものである。</p> <li data-bbox="411 1245 1396 1379"> <p>4 栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正 公立小中学校の統廃合に伴い、所要の改正をするものである。</p>

定年引上げ等に伴う教育委員会規則の一部改正等の概要

教育委員会事務局総務課

I 栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則等の一部改正

1 改正の趣旨

職員の定年引上げ等に伴い、次の規則について所要の改正をするものである。

- (1) 栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則
- (2) 事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則
- (3) 義務教育等教員特別手当に関する規則
- (4) 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則
- (5) 教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則
- (6) 栃木県公立学校職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則
- (7) 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則
- (8) 教職調整額の支給に関する規則
- (9) 栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則
- (10) 栃木県公立学校における再任用短時間勤務職員等の給料月額の特例計算に関する規則
- (11) 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則

2 改正の概要

- (1) 60歳を超える職員、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の手当について定める。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和5（2023）年4月1日

II 栃木県公立学校職員給与条例附則第 22 項、第 24 項又は第 25 項の規定による給料に関する規則の制定

1 制定の趣旨

定年引上げに伴い、管理監督職勤務上限年齢調整額に関し必要な事項を定めるため、規則を制定するものである。

2 規則の概要

管理監督職勤務上限年齢調整額の支給対象者及び具体的な額の算定方法等について定める。

3 施行期日

令和 5（2023）年 4 月 1 日

III 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正

1 改正の趣旨

特別支援学校に配置される学校看護師に給料の調整額を支給するため、所要の改正をするものである。

2 改正の概要

医療的ケアを必要とする児童生徒に対する医療的ケアに直接従事することを本務とする学校看護師に給料の調整額を支給するため、別表第 1 に追加する。

3 施行期日

令和 5（2023）年 4 月 1 日

IV 栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正

1 改正の趣旨

公立小中学校の統廃合に伴い、所要の改正をするものである。

2 改正の概要

日光市立栗山小学校及び日光市立栗山中学校が廃校となるため、規則別表から削除する。

3 施行期日

令和 5（2023）年 4 月 1 日

(1)の3級である職員 28,000円

エ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の4級である職員 29,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 その者の属する職務の級に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の1級である職員 19,000円

イ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の2級又は特2級である職員 22,000円

ウ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の3級である職員 21,000円

エ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の4級である職員 25,000円

(産業教育手当の額)

第8条 条例第9条の5第2項の産業教育手当の月額額は_____、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる

額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等にあつては、その額に勤務割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 その者の属する職務の級に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の1級である職員 22,000円

イ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の2級又は特2級である職員 32,000円

ウ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の3級である職員 28,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 その者の属する職務の級に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の1級である職員 19,000円

イ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の2級又は特2級である職員 22,000円

ウ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の3級である職員 21,000円

2 条例第9条の4の規定により、定時制通信教育手当の支給を受ける者の産業教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず_____、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等にあつては、その額に勤務割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 その者の属する

の4級である職員 29,000円

(産業教育手当の額)

第8条 条例第9条の5第2項の産業教育手当の月額は、その者の属する職務の級に応じて、次の各号に掲げる_____

額（再任用短時間勤務職員_____、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等にあつては、その額に勤務割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(1) その者の属する職務の級が教育職給料表(1)の1級である職員 22,000円

(2) その者の属する職務の級が教育職給料表(1)の2級又は特2級である職員 32,000円

(3) その者の属する職務の級が教育職給料表(1)の3級である職員 28,000円

2 条例第9条の4の規定により、定時制通信教育手当の支給を受ける者の産業教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、その者の属する職務の級に応じて、次の各号に掲げる_____

額（再任用短時間勤務職員_____、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等にあつては、その額に勤務割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

(1) その者の属する職務の級が教育職給料表(1)

る職務の級に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の1級である職員 11,000円

イ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の2級又は特2級である職員 16,000円

ウ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の3級である職員 14,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 その者の属する職務の級に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の1級である職員 9,500円

イ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の2級又は特2級である職員 11,000円

ウ その者の属する職務の級が教育職給料表

(1)の3級である職員 10,500円

附 則

1・2 略

(条例附則第20項の規定の適用を受ける職員の定時制通信教育手当及び産業教育手当の額)

3 条例附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する第5条及び第8条の規定の適用については、当分の間、第5条第1号、第8条第1項第1号及び同条第2項第1号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

の1級である職員 11,000円

(2) その者の属する職務の級が教育職給料表(1)

の2級又は特2級である職員 16,000円

(3) その者の属する職務の級が教育職給料表(1)

の3級である職員 14,000円

附 則

1・2 略

(経過措置)

3 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第18号）附則第6条の規定による給料を支給される職員に関する第8条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第18号）附則第6条の規定による給料の額との合計額」とする。

(事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部改正)

第2条 事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則（昭和46年栃木県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給料の特別調整額の支給額) 第2条 略 2 条例第8条の2の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 (1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例	(給料の特別調整額の支給額) 第2条 略 2 条例第8条の2の教育委員会規則で定める額は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項若しくは、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時

(平成7年栃木県条例第5号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、同法第18条第1項の規定により採用された職員にあってはその額と同条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額)

(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第4の給料の特別調整額欄に定める額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

附 則

1 略

2 条例附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

間勤務職員等」という。)にあってはその額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成7年栃木県条例第5号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を、同法第18条第1項の規定により採用された職員にあってはその額と同条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

3 再任用職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第4の給料の特別調整額欄に定める額(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

附 則

① 略

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)

第3条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和50年栃木県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(義務教育等教員特別手当の月額) 第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22	(義務教育等教員特別手当の月額) 第2条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下

条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員

、
地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員にあっては、その額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

- (1) 条例第9条の6第1項に規定する職員で教育職給料表(2)の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（定年前再任用短時間勤務職員

_____にあっては、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額

(2)～(5) 略

附 則

1 略

2 条例附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

「法」という。)第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員にあっては、その額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

- (1) 条例第9条の6第1項に規定する職員で教育職給料表(2)の適用を受けるもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給（法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員にあっては、その者の属する職務の級とする。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額

(2)～(5) 略

附 則

① 略

別表第1及び別表第2中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第4条 栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和54年栃木県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 略	1 略
2 職員（次項各号に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、 <u>調整基本額</u>	2 職員_____の給料の調整額は、 <u>当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額（その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に</u>

にその者に係る別表第1の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額

とする。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 勤務時間等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(3) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第

1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第1の調整数の欄に掲げる調整数を乗じて得た額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員等」という。）にあつては、その額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、その額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3 栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第18号）附則第6条の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額100分の25」とあるのは、「給料月額と栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年栃木県条例第18号）附則第6条の規定による給料の額との合計額の100分の25」とする。

5条の規定により採用された職員 勤務時間等
 条例第2条第4項の規定により定められたその
 者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間
 で除して得た数

4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲
 げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（そ
 の額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあって
 は、その者に適用される給料表並びにその職務の
 級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額の
 100分の4.5に相当する額）とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適
 用される給料表及び職務の級に応じた別表第2
 に掲げる額

(2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用さ
 れる給料表及び職務の級に応じた別表第3に掲
 げる額

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これら
 の規定による給料の調整額が給料月額の100分の
 25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当
 する額を給料の調整額とする。

6 第2項、第3項及び前項の規定による給料の調
 整額並びに第4項に規定する調整基本額に1円未
 満の端数があるときは、それぞれその端数を切り
 捨てた額をもって、これらの規定の額とする。

附 則

1 略

2 栃木県公立学校職員給与条例附則第20項の規定
 の適用を受ける職員に対する第4項の規定の適用
 については、当分の間、同項各号列記以外の部分
 中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の
 70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を
 生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未
 満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げ
 た額）」と、同項第1号中「掲げる額」とあるの
 は「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その
 額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り
 捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときは
 これを100円に切り上げた額）」とする。

別表第2

調整基本額表

ア～エ 略

オ 技術職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
略	
4 級	略
5 級	10,400円

附 則

① 略

別表第2

調整基本額表

ア～エ 略

オ 技術職給料表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
略	
4 級	略

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3

定年前再任用短時間勤務職員調整基本額表

ア 教育職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	7,000円
2 級	8,200円
特 2 級	9,100円
3 級	10,200円
4 級	12,500円

イ 教育職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	6,800円
2 級	8,100円
特 2 級	8,900円
3 級	10,000円
4 級	12,200円

ウ 事務職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,600円
2 級	6,500円
3 級	7,700円
4 級	8,200円
5 級	8,700円
6 級	9,500円
7 級	10,700円

エ 技術職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1 級	5,700円
2 級	6,500円
3 級	7,300円
4 級	7,700円
5 級	8,500円

オ 技術職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	7,100円
2 級	7,700円
3 級	7,900円
4 級	8,200円
5 級	8,700円

(教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第5条 教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成2年栃木県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(加算を受ける教育職員及び加算割合) 第4条 略 2 略	(加算を受ける教育職員及び加算割合) 第4条 略 2 略

<p>3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項の規定</u></p> <p>_____により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員で加算を受ける職員及び当該職員の加算割合については、教育委員会が人事委員会と協議して別に定める。</p>	<p>3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>により採用された職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員で加算を受ける職員及び当該職員の加算割合については、教育委員会が人事委員会と協議して別に定める。</p>
---	---

（栃木県公立学校職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第6条 栃木県公立学校職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成3年栃木県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第2条 条例第11条の2第3項第1号の教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。</p> <p><u>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</u></p> <p>ア 校長の職にある職員 6,000円</p> <p>イ 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 6,000円</p> <p>ウ 教頭又は事務長の職にある職員 4,000円</p> <p><u>(2) 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）である職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</u></p> <p>ア 校長の職にある職員 5,000円</p> <p>イ 教頭又は事務長の職にある職員 3,000円</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第11条の2第3項第2号の教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。</p> <p><u>(1) 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</u></p> <p>ア 校長の職にある職員 3,000円</p> <p>イ 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 3,000円</p> <p>ウ 教頭又は事務長の職にある職員 2,000円</p> <p><u>(2) 定年前再任用短時間勤務職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</u></p> <p>ア 校長の職にある職員 2,500円</p> <p>イ 教頭又は事務長の職にある職員 1,500円</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>	<p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第2条 条例第11条の2第3項第1号の教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 校長の職にある職員 6,000円</p> <p>(2) 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 6,000円</p> <p>(3) 教頭又は事務長の職にある職員 4,000円</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第11条の2第3項第2号の教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 校長の職にある職員 3,000円</p> <p>(2) 任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 3,000円</p> <p>(3) 教頭又は事務長の職にある職員 2,000円</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p>

<p>1 略</p> <p>2 <u>条例附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号及び第3項第1号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u></p>	<p>① 略</p>
--	------------

(学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第7条 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成7年栃木県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(超過勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第4条の6 略</p> <p>2 任命権者は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>（条例第2条第3項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>をいう。以下同じ。）及び特定業務任期付短時間勤務職員等（同条第4項に規定する特定業務任期付短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）に超過勤務を命ずる場合には、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等の正規の勤務時間（条例第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p> <p>(年次休暇の日数)</p> <p>第7条 条例第11条第1項第1号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>(1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）</p>	<p>(超過勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第4条の6 略</p> <p>2 任命権者は、<u>再任用短時間勤務職員</u>（条例第2条第3項に規定する<u>再任用短時間勤務職員</u>をいう。以下同じ。）及び特定業務任期付短時間勤務職員等（同条第4項に規定する特定業務任期付短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）に超過勤務を命ずる場合には、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等の正規の勤務時間（条例第6条の2第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p> <p>(年次休暇の日数)</p> <p>第7条 条例第11条第1項第1号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。</p> <p>(1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び特定業務任期付短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）</p>

155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

第7条の2 条例第11条第1項第2号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 当該年度の中途において、新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなる職員（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の日数の欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、栃木県教育委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

(2) 当該年度において、国家公務員等（条例第11条第1項第3号に規定する国家公務員等をいう。以下この条において同じ。）となった者であつて引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数の欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に取得した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員

又は特定業務任期付短時間勤務職員等である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、栃木県教育委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

2・3 略

4 条例第11条第1項第3号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされて

155時間に条例第2条第2項から第4項までの規定により定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

第7条の2 条例第11条第1項第2号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 当該年度の中途において、新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなる職員（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年度における在職期間に応じ、別表第1の日数の欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、栃木県教育委員会が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

(2) 当該年度において、国家公務員等（条例第11条第1項第3号に規定する国家公務員等をいう。以下この条において同じ。）となった者であつて引き続き新たに職員となったもの 国家公務員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数の欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に取得した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員

（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項第2号において同じ。）又は特定業務任期付短時間勤務職員等である場合にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、栃木県教育委員会が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）

2・3 略

4 条例第11条第1項第3号の教育委員会規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。ただし、その日数が労働基準法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされて

いる日数とする。

(1) 略

(2) 定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等 その者の勤務時間等を考慮し、栃木県教育委員会が別に定める日数

5・6 略

第7条の3 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第11条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

(1) 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等

いる日数とする。

(1) 略

(2) 再任用職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等 その者の勤務時間等を考慮し、栃木県教育委員会が別に定める日数

5・6 略

第7条の3 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年度の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第11条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年度の前年度から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年度の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年度において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

(1) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等

以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3)・(4) 略

2 略

以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3)・(4) 略

2 略

(教職調整額の支給に関する規則の一部改正)

第8条 教職調整額の支給に関する規則（平成7年栃木県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>(定年前再任用短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算)</u></p> <p>第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第3項</u>に規定する定年前再任用短時間勤務職員</p> <hr/> <p>_____、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員について、特別措置条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(再任用短時間勤務職員等の教職調整額の端数計算)</u></p> <p>第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員について、特別措置条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。</p>

(栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第9条 栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則（平成7年栃木県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</u></p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第11条の5第2項の規定により年間の勤務時間を算定する場合には、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た時間から当該年度における国</p>	<p style="text-align: center;"><u>(勤務1時間当たりの給与額の算出)</u></p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 条例第11条の5第2項の規定により年間の勤務時間を算定する場合には、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た時間から当該年度における国</p>

民の祝日に関する法律に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び勤務時間等条例第8条に規定する年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員

____、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員にあっては、7時間45分に勤務時間等条例第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た時間）を乗じて得た時間を減ずるものとする。

民の祝日に関する法律に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び勤務時間等条例第8条に規定する年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員

で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員並びに同法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員にあっては、7時間45分に勤務時間等条例第2条第2項から第5項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除した数を乗じて得た時間）を乗じて得た時間を減ずるものとする。

（栃木県公立学校における再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部改正）

第10条 栃木県公立学校における再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則（平成13年栃木県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>栃木県公立学校における定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則</u></p> <p>次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第3項</u>に規定する定年前再任用短時間勤務職員</p> <p>____ 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「給与条例」という。）<u>第7条第11項</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>附 則</p> <p><u>1 略</u></p> <p><u>2 育児休業条例附則第5条の規定により読み替えられた給与条例附則第20項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等（第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。）について、同項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数</u></p>	<p><u>栃木県公立学校における再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則</u></p> <p>次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項</u>若しくは<u>第28条の5第1項</u>又は<u>第28条の6第1項</u>若しくは<u>第2項</u>の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「給与条例」という。）<u>第7条の2</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>附 則</p> <p><u>① 略</u></p>

を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

(会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正)

第11条 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和2年栃木県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(超過勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第5条 第1号職員に対する超過勤務手当に相当する報酬の支給については、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>(学校職員給与条例第7条第11項に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>をいう。)の例による。ただし、勤務1時間につき支給する超過勤務手当に相当する報酬の額の算出の基礎となる勤務1時間当たりの報酬の額は、第26条の規定により算出した額とするものとする。</p> <p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 定時制通信教育手当の額は、栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則(昭和35年栃木県教育委員会規則第21号。次条において「へき地手当等支給規則」という。) <u>第5条第1号ア</u>に掲げる額を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより算出した額とする。</p> <p>(産業教育手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 産業教育手当の額は、へき地手当等支給規則第<u>8条第1項第1号ア</u>に掲げる額を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより算出した額とする。</p>	<p>(超過勤務手当に相当する報酬)</p> <p>第5条 第1号職員に対する超過勤務手当に相当する報酬の支給については、<u>再任用短時間勤務職員</u>(学校職員給与条例第7条の2に規定する<u>再任用短時間勤務職員</u>をいう。)の例による。ただし、勤務1時間につき支給する超過勤務手当に相当する報酬の額の算出の基礎となる勤務1時間当たりの報酬の額は、第26条の規定により算出した額とするものとする。</p> <p>(定時制通信教育手当)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 定時制通信教育手当の額は、栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則(昭和35年栃木県教育委員会規則第21号。次条において「へき地手当等支給規則」という。) <u>第5条第1号</u>に掲げる額を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより算出した額とする。</p> <p>(産業教育手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 産業教育手当の額は、へき地手当等支給規則第<u>8条第1項第1号</u>に掲げる額を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して定めるところにより算出した額とする。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された職員をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))は、法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))とみなして、第1条の規定による改正後の栃木県公立学校職員のへき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給に関する規則第5条及び第8条の規定を適用する。

(事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則の一部改正に

伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）に対する第2条の規定による改正後の事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則第2条第2項の規定の適用については、同項第1号中「別表第3」とあるのは、「別表第4」とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の事務長に給料の特別調整額を支給する県立学校及び給料の特別調整額の支給額を定める規則第2条第2項の規定を適用する。

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則第2条の規定を適用する。

2 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第3条の規定による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則第2条第1号、別表第1及び別表第2の規定を適用する。

（栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（以下「新調整額規則」という。）第4項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新調整額規則第3項及び第4項の規定を適用する。

第6条 栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「給与条例」という。）第8条の規定により給料の調整を行う職（以下「給料の調整額適用職」という。）を占める改正法附則第4条第1項又は第6条第1項の規定により採用された職員（以下「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る旧定年条例（職員の定年等に関する条例（令和4年栃木県条例第29号。以下「定年条例」という。）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年栃木県条例第2号）をいう。以下同じ。）第3条に規定する年齢（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。）に準じた当該職に係る年齢）に達した日が施行日の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新調整額規則及び前条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあってはその額に新調整額規則第3項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる職員にあってはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員（改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であった職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第3号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に旧給与条例（職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年栃木県条例第30号。以下「一部改正等条例」という。）第2条の規定による改正前の給与条例をいう。以下同じ。）及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第4条の規定による改正前の栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当

することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合)に、旧給与条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として第4条の規定による改正前の栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則第2項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合(同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ旧給与条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)

(教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第7条 暫定再任用職員は、法第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、第5条の規定による改正後の教育職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第4条第3項の規定を適用する。

(栃木県公立学校職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第8条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の栃木県公立学校職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則第2条第1項及び第3項の規定を適用する。

(学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第9条 暫定再任用短時間勤務職員は、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成7年栃木県条例第5号)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第4条の6第2項、第7条、第7条の2第1項第1号及び第7条の3第1項の規定を適用する。

2 暫定再任用職員は、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第7条の2第1項第2号及び第4項の規定を適用する。

(教職調整額の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第10条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第8条の規定による改正後の教職調整額の支給に関する規則第2条の規定を適用する。

(栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第11条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の栃木県公立学校職員の超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給に関する規則第6条第4項の規定を適用する。

(地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員への準用)

第12条 一部改正等条例附則第3条第3項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

(暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

第13条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 暫定再任用短時間勤務職員 一部改正等条例附則第3条第4項

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 一部改正等条例附則第3条第3項(前条の規定により準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた一部改正等条例附則第3条第2項

(雑則)

第14条 附則第2条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が人事委員会と協議して別に定める。

(総務課)

○栃木県公立学校職員給与条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料に関する規則の制定

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県公立学校職員給与条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料に関する規則を次のように定める。

令和5年3月 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県公立学校職員給与条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木県公立学校職員給与条例（昭和32年栃木県条例第34号。以下「給与条例」という。）附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の2第1項に規定する管理監督職をいう。
- (2) 異動期間 職員の定年等に関する条例（令和4年栃木県条例第29号）第9条第1項に規定する異動期間（同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、給与条例附則第22項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において第1項特例任用職員（職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 給与条例附則第20項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 栃木県公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第7号。以下「初任給規則」という。）第2条第6号に規定する降格のうち、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 初任給基準異動 給与条例第6条第1項の給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にしない初任給規則別表第9から別表第12の2までに定める初任給基準表（第6条第1項第1号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある職種に属する他の職務への異動をいう。
- (7) 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- (8) 降号 職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。
- (9) 上限額 給与条例第7条第2項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあつては、当該給料月額に学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成7年栃木県条例第5号）第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。
- (10) その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

(給与条例附則第22項の教育委員会規則で定める職員)

第3条 給与条例附則第22項の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
 - ア 異動日以後に初任給基準異動をした職員
 - イ 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
 - ウ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
 - エ 異動日以後に教育委員会が人事委員会の承認を得てその号給を決定した職員又は教育委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員
- (2) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は

減額されることをいう。以下同じ。)をされた職員

(他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第24項の規定による給料の支給)

第4条 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額(特定日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(第3項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。)には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。)をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合(給料表異動等が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格又は降号をした職員(第4号に掲げる職員を除く。) 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額(降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額)に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員(異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額
- (4) 異動日以後に教育委員会が人事委員会の承認を得てその号給を決定した職員又は教育委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員 教育委員会が人事委員会と協議して定める額
- (5) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であつて同項第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員(前項の規定の適用を受ける職員を除く。)には、教育委員会が人事委員会と協議して定める日以後、教育委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第24項の規定による給料の支給)

第5条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日(職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号

給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号、第3項及び第4項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号、第3号又は第4号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第3号アに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

- (1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が2回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員から同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）又は降号をした職員（第4号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格又は降号を2回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額
- (3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
- ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
- イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額
- (4) 仮定異動期間末日以後に教育委員会が人事委員会の承認を得てその号給を決定した職員又は教育委員会

が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員 教育委員会が人事委員会と協議して定める額

(5) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、第5号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項第1号から第5号までのうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、教育委員会が人事委員会と協議して定める日以後、教育委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第24項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第25項の規定による給料の支給）

第7条 降任等相当給料表異動（法第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。）であって、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第25項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、教育委員会が人事委員会と協議して定める日以後、教育委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第25項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格又は降号をした職員

(3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

(4) 降任等相当転任日以後に教育委員会が人事委員会の承認を得てその号給を決定した職員又は教育委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を

受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第25項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、教育委員会が人事委員会と協議して定める日以後、教育委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第25項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

(2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員から同意を得て行うものを除く。）又は降号をした職員

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

(4) 仮定異動期間末日以後に教育委員会が人事委員会の承認を得てその号給を決定した職員又は教育委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員

（特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第25項の規定による給料の支給）

第9条 特例任用期間降格等職員（第3項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員から同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第25項の規定による給料として支給する。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員と

なった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に100分の70を乗じて得た額

- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と降格等相当日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第9条基礎給料月額は、第1項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
- 4 特例任用期間降格等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、教育委員会が人事委員会と協議して定める日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、教育委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第25項の規定による給料として支給する。
 - (1) 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第28条の2第1項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第2条第5号に規定する昇格をした職員
 - (2) 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等(給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。)をした職員
 - (3) 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格(職員から同意を得て行うものを除く。)又は降号をした職員
 - (4) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
 - (5) 仮定異動期間末日以後に教育委員会が人事委員会の承認を得てその号給を決定した職員又は教育委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員

(人事交流等職員に対する給与条例附則第25項の規定による給料の支給)

- 第10条** 初任給規則第6条第5項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の職に採用された職員(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第4項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第20項の規定により当該職員が受ける給料月額(人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下この条において「仮定特定日」という。)後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第20項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。)がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日)以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第25項の規定による給料として支給する。
- 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額」とする。
 - 3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。
 - 4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であって、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、

教育委員会が人事委員会と協議して定める日以後、教育委員会が人事委員会と協議して定める額を、給与条例附則第25項の規定による給料として支給する。

- (1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続いて初任給規則第6条第5項各号に掲げる者となり引き続いて人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
- (2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動等をした職員
- (3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格又は降号をした職員
- (4) 人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては、特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
- (5) 人事交流等職員となった日以後に教育委員会が人事委員会の承認を得てその号給を決定した職員又は教育委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員
（この規則により難い場合の措置）

第11条 給与条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ教育委員会が人事委員会の承認を得て、別段の定めをすることができる。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料の支給に関し必要な事項は教育委員会が人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和54年栃木県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1			別表第1		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
特別支援 学校	教育職員のうち、校長、教頭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員並びに主幹教諭、教諭、助教諭及び講師（特別支援教育に直接従事することを本務とする者に限る。）並びに教育職員以外の職員のうち、学校司書及び学校栄養士並びに学校看護師（教育委員会が人事委員会と協議して定める者に限る。）	略	特別支援 学校	教育職員のうち、校長、教頭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員並びに主幹教諭、教諭、助教諭及び講師（特別支援教育に直接従事することを本務とする者に限る。）並びに教育職員以外の職員のうち、学校司書及び学校栄養士_____	略
略			略		

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(総務課)

○栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年 月 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則の一部を改正する規則

栃木県公立学校職員の寒冷地手当の支給の特例に関する規則（昭和55年栃木県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表		別表	
学 校	所 在 地	学 校	所 在 地
略		略	
日光市立足尾小学校	略	日光市立足尾小学校	略
略		日光市立栗山小学校	<u>日光市日蔭570</u>
略		略	
日光市立足尾中学校	略	日光市立足尾中学校	略
略		日光市立栗山中学校	<u>日光市日蔭570</u>
略		略	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(総務課)